

(仮称)厚木市公契約条例及び同条例施行規則骨子  
パブリックコメント実施結果について

1 意見募集期間

平成 24 年 8 月 1 日 (水曜日) から平成 24 年 8 月 31 日 (金曜日) まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数      199 人  
(2) 意見の件数                      338 件

3 意見の反映状況

No	反映区分	件数(件)
1	条例案等に反映させたもの	5
2	意見の趣旨が既に条例等骨子に盛り込まれているもの	19
3	今後の取組において参考にするもの	107
4	条例案等に反映できないもの	5
5	その他(感想・質問)	202
	合計	338

4 意見と市の考え方(同様の意見が複数ある場合には、件数分の通し番号を付番しております。)

	意見の概要	市の考え方	反映区分
1	目的		
1	目的に賛同し、条例が制定されることを歓迎します。	本条例により、労働環境の整備や事務事業の質の向上を図り、地域経済の健全な発展に寄与できるよう取り組んでまいります。	5
2	条例の主要な内容として労働報酬下限額が定められます。これは、公契約において、公契約の実施にも影響を及ぼすような低賃金を無くすことが大きな目的と考えます。従って、目的において、「公契約が適正に実施されることを保障する労働条件の確保」のような規定を入れていただくよう要望します。	労働報酬下限額を定めることは、「公契約の締結に伴う責務を明確にすること等」に含まれており、御意見の趣旨は盛り込まれているものと考えます。	2

	意見の概要	市の考え方	反映区分
3	<p>条例が適正に運用されれば、地元企業・事業者の健全な発展にもつながることが考えられることから、この内容を目的に入れていただくことの検討をお願いします。</p>	<p>条例の制定により、労働者の労働環境が整備されることで、人材確保や技術継承がなされ、事業者の健全な発展につながっていくものと考えております。</p> <p>本条例の目的に「地域経済の健全な発展」を定めますので、御意見の趣旨は盛り込まれているものと考えます。</p>	2
2 定義			
4 ・ 5	<p>「公契約」には、「工事又は製造その他の請負契約」に限らず、競り売りの方法により締結される売買契約、賃貸借、委任、準委任、業務委託その他の契約をも含むものと明記すべきである。</p> <p>条例の目的に鑑みれば、公契約から売買などを排除してしまったのでは、その目的が十分に発揮できない。たとえば、法令違反のある事業者を公共サービスから排除することによっても条例の目的の実現（市の事務及び事業の適正な執行の確保や労働環境の整備など）が促進されることに照らせば、請負契約に限らず広く公契約の対象とする必要があるものであり、対象を限定する合理的理由はない。今後の公契約条例の発展を見据えて、定義規定においては公契約を広く把握しておくことが相当である。(2件)</p>	<p>市が締結する契約は、工事又は製造その他についての請負契約だけでなく、売買契約等もありますが、労働報酬下限額を定めることが本条例の実効性の根幹であることから、労働の概念がない売買契約等は本条例の「公契約」には含まないものとします。</p> <p>御意見の趣旨は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	3

	意見の概要	市の考え方	反映区分
3	基本方針		
6	<p>「労働環境の改善への配慮」となっていますが、労働報酬下限額を定めることから、「改善への配慮」では表現として弱すぎると感じます。少なくとも「改善を図る」とし、できれば「適正な労働条件の確保」を明記していただきたいと考えます。</p>	<p>労働環境の改善は、最終的には事業者が行うことであり、市と受注者の間で締結する公契約の基本方針において、この事を断定的に定めることは適切でないと考えます。</p>	4
7 8 9	<p>基本方針の一つとして、「男女平等・男女共同参画を推進することによる労働者の仕事と生活の調和の実現」を盛り込むべきである。</p> <p>仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス、労働契約法第3条第3項参照）は日本社会における喫緊の課題であり、2007年12月には、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の合意により、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されるなど、官民一体の取組みが求められている実情にある。その基底をなすのが男女平等・男女共同参画の推進である（憲法、男女共同参画社会基本法）。そこで、これを基本方針の一つとして明記するのが相当である。（3件）</p>	<p>本条例の目的は、公契約の基本方針等を定めることにより、地域経済の健全な発展に寄与することであり、男女平等・男女共同参画の推進や仕事と生活の調和の実現は重要なことと認識しておりますので、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	3
5	受注者の責務		
10	<p>「労働環境の整備に努める」ことは当然に賛成です。さらに踏み込んで、「労働条件の改善に努める」旨を記載していただきたいと考えます。</p>	<p>本条例は、地域経済の健全な発展に寄与するために労働報酬下限額を定めるものであり、個々の労働条件については、能力、年齢その他の要因を勘案し、労働関係法令に基づき決められるべきものと考えております。</p>	4

	意見の概要	市の考え方	反映区分
6	対象契約の範囲		
11	条例の実効性を確保するために、対象となる契約等の範囲を定めることは、一定理解できます。しかし、条例の趣旨を全面的に実現するために、できるだけ早いうちに対象となる契約の予定価格の引き下げや、業種・種目を広げていくことを要請します。	本条例は、公契約に従事する労働者の労働報酬下限額を定めるものであり、条例を形骸化させないためには、労働状況等を記載した台帳の提出等が必要となります。	3
12 ・ 32	市が発注する公共工事に従事する労働者の半数以上が対象となるように範囲を設定してもらいたい。(21件)	受注者に一定の事務負担をしていただくことを考慮すると、対象契約の範囲を限定し、施行状況等の検証を行っていくことが望ましいと考えます。 なお、本条例の運用状況の点検を実施し、必要に応じた措置を講ずることを規定しております。	3
33	対象を全ての契約にしてもらいたい。		3
34	少なくとも、年間件数の30%位になるよう範囲を拡大することを希望します。		3
35	本条例の1.目的～5.受注者の責務からすれば公契約の対象は契約額で区別するのでは本当に労働者のためにはならない。		3
36 ・ 37	工事請負契約に関しては、議会の議決に付すべき契約である予定価格1億5,000万円以上を対象としてもらいたい。(2件)		3
38 ・ 39	工事請負契約に関しては、予定価格5,000万円以上を対象としてもらいたい。(2件)		3
40	労働集約型の業務委託については、予定価格の制限を設ける必要はないと考えます。厚木市が公契約条例に基づいて提出を求める台帳は、きちんとした企業・事業者であれば、それほど業務量の増加にはつながらないと考えます。すでに先行実施している自治体においても明らかになっています。逆にこのような台帳を備えていない不適正な企業・事業者を排することにつながり、公契約の適正な実施につながると考えます。		3

	意見の概要	市の考え方	反映区分
41 ・ 42	条例案は、対象となる業務委託契約について「清掃、受付、案内、電話交換、警備、駐車場管理、給食調理」を明示している。この点、対象範囲を具体的に定めていることは評価できるが、対象範囲をこれに限る必要はない。そこで、審議会の意見を聴いて市長が必要と認める場合、上記に明示されたもの以外の業務にも対象契約の範囲を拡大することができるようにすべきである。(2件)	本条例は、公契約に従事する労働者の労働報酬下限額を定めるものであり、条例を形骸化させないためには、労働状況等を記載した台帳の提出等が必要となります。 受注者に一定の事務負担をしていただくことを考慮すると、対象契約の範囲を限定し、施行状況等の検証を行っていくことが望ましいと考えます。	3
43	対象範囲に予定価格 1,000 万円以上の物品役務の購入を加える必要があると考えます。	なお、本条例の運用状況の点検を実施し、必要に応じた措置を講ずることを規定しております。	3
44	今回対象とならない工事・業務においても、条例の趣旨を周知し、実質的に趣旨が実現されるよう努めることを求めます。	自主的に労働報酬下限額を適用していただくことは、条例の目的の達成につながると考えますので、条例の周知に努めてまいります。	3
<b>7 対象労働者等の範囲</b>			
45 ・ 47	工事のいわゆる一人親方も対象に入れてほしい。(3件)	いわゆる「一人親方」につきましても、本条例の目的を達成するためには、一定額の報酬が確保されるべきと考えておりますので、労働報酬下限額の適用を受ける労働者等として定義しております。	2
48 ・ 49	65 歳以上の労働者は対象外としてもらいたい。(2件)	技術や能力は個人毎に異なるため、年齢による一律の区別は考えておりませんが、今後の取組の参考とさせていただきます。	3

	意見の概要	市の考え方	反映区分
50 ・ 51	未熟練労働者は対象外としてもらいたい。(2件)	熟練労働者と未熟練労働者を同じ取扱いとした場合、熟練労働者の労働意欲の低下に繋がる可能性があると考えておりますので、区別した運用を考えております。	2
52 ・ 54	熟練労働者と未熟練労働者を区別してほしい。(3件)		2
55	元請が、協力会社の賃金まで、関与できない。	下請負者の労働者にも労働報酬下限額が適用されますので、御理解・御協力くださいますようお願いいたします。	5
56	条例の対象工事と対象外工事の労働者との賃金格差が生じるのではないかと。また、民間工事も請け負っており、同じ会社内でも労務単価に差が生じ混乱を招くことが懸念される。	条例対象工事は、地域経済の健全な発展に寄与するために労働報酬下限額を定めますので、御理解・御協力くださいますようお願いいたします。	5
57 ・ 58	いわゆる一人親方が「労働者等」に含まれることは「定義」で明らかにされているところであるが、「対象労働者等の範囲」においても、その旨を明記するのが相当である。(2件)	定義された用語を用いる場合、改めてその内容を明記する必要はないと考えます。	4
<b>8 労働報酬下限額</b>			
59	公共工事設計労務単価を勘案することは一つの方法と考えますが、その単価そのものが下がっていることを留意し、労働報酬下限額が毎年下がるようなことにならない対応を要望します。	労働報酬下限額につきましては、事業者、労働者及び学識経験を有する者で組織する審議会の意見を聴いた上で決定してまいります。	3
60 ・ 89	工事の労働報酬下限額は、設計労務単価の100%としてもらいたい。(30件)		3
90	業務委託における労働報酬下限額を決める際には、ILO条約の精神にならない、厚木地域の同業種労働者の平均賃金を適用することを要望します。		3

	意見の概要	市の考え方	反映区分
91	川崎市や相模原市では生活保護基準額を勘案し、業務委託における労働報酬下限額などを決めています。厚木市においても生活保護基準を勘案する際には、額が恣意的に低くならないよう求めます。少なくとも厚木市の生活保護基準を一定程度上回り、公契約で働く労働者が生活保護を受けるような事態が起こらない額とするよう求めます。	労働報酬下限額につきましては、事業者、労働者及び学識経験を有する者で組織する審議会の意見を聴いた上で決定してまいります。	3
92	これまで条例を制定している川崎市・相模原市の基準をさらに前進させ、上回る内容で検討することを求めます。		3
93 ・ 94	生活保護基準から時間額を換算する際に、法定最上限の時間を使用するのではなく、勤労統計など公的統計資料による厚木市内で働く労働者の平均労働時間を適用することを要請します。(2件)		3
95 ・ 96	業務委託に従事する労働者等については、条例案どおり、公共工事設計労務単価等を勘案して、審議会の意見を聞いて決定するのが妥当と考える。(2件)		2
97	労働報酬下限額と実支給賃金額を比較する際、割増賃金等を差し引いて判断することを明記すべきである。	時間外勤務、深夜勤務、休日勤務を行った場合につきましては、割増率を考慮して比較することを考えております。	2

	意見の概要	市の考え方	反映区分
98	「労働報酬下限額は、公共工事設計労務単価等を勘案して定める」とあるが、国土交通省の「公共工事設計労務単価について」 2.(3)留意事項欄の趣旨に反していると考える。	公共工事設計労務単価の留意事項として、「下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではないこと」が記載されておりますが、これは、公共工事設計労務単価が当然の義務・権利として賃金を拘束するものではないことを示したものであり、当該単価を勘案して労働報酬下限額を定めることは差し支えないと考えております。	5
99	現在でも最低賃金法があり労働者は保護されていると思う。	最低賃金は、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう定められるものであり、労働環境の整備や事務事業の質の向上を図り、地域経済の健全な発展に寄与するためには、一定の賃金水準が必要と考えております。	5
100	近年は、最低制限価格ぎりぎりでの落札価格による請負工事契約となっており、利益確保が厳しい状態の中で、下請け、孫請けさらにはひ孫請けとなると、労務単価が下限額を割る場合が考えられる。こうした中で、元請企業が末端の協力会社までの労務保証をしなければならないことに疑問を抱く。	設計時の人件費は、労働者に労働の対価として支払われるために計上しております。	5

	意見の概要	市の考え方	反映区分
101	不足分の労働報酬を支払う責任を負うこととなっているが、公共工事設計労務単価は、おおむね平均的な報酬額であり、平均値（設計労務費）以上の支払いをした場合、過払い分を市で保証してもらいたい。	<p>工事請負契約額の範囲の中で対応していただきたいと考えております。</p> <p>なお、長期に亘る契約につきましても、賃金水準の変動による請負代金額の変更を認める旨を工事請負契約約款に規定しておりますので、請求があった場合には、適切に対応してまいります。</p>	4
9 実効性確保の手法			
102 、 104	労働者への周知を徹底してもらいたい。(3件)	<p>労働者の申出は、本条例の実効性を確保するための重要な要素であり、申出を行っていただくためには、その周知を十分に行う必要があると考えております。</p> <p>受注者には、その公契約の業務に従事する労働者等に対し、事業所等への掲示や書面の交付によって、労働報酬下限額の適用を受ける公契約であることや労働報酬下限額等を周知していただくこととなります。</p>	2
105	建設工事においては、現場に従事する労働者を組織する建設労働組合と連携することで、行政コストを増大させずに実効性を確保する方法も考えられるので、今までにないスキームを考える必要があります。	本条例は、受注者と市の契約において、労働報酬下限額以上の労働報酬を支払うこと等を定めまので、第三者の関与がどれだけ認められるかという課題もありますので、今後の取組の参考とさせていただきます。	3

	意見の概要	市の考え方	反映区分
106 ・ 108	労働者の申出がなくとも、立入調査ができるようにしてもらいたい。(3件)	必要があると認める場合には、報告や資料の提出を求め、又は事業所等の立入り調査を行います。	2
109	労働報酬下限額支払いの実効性を担保するため、台帳に労働者の内容確認欄を設け、労働者本人の署名捺印等で確認できるよう要望します。	労働報酬支払日以前に労働者が退職したなどの場合に、労働者は、署名捺印のためだけに受注者の事務所へ行く必要があり、また、受注者は全労働者の署名捺印が揃わなければ台帳が提出できないこととなりますので、実効性と事務負担の均衡を考慮すると、導入は困難と考えますが、御意見の趣旨は、今後の取組の参考とさせていただきます。	3
110 ・ 111	台帳の作成等の事務負担が生じるため、費用を設計に計上してもらいたい。(2件)	受注者の事務負担が少なくなるよう台帳記載事項の簡略化等に努めてまいります。	3
10 審議会			
112	審議会を設置することに賛同します。	労働報酬下限額につきましては、審議会において、十分な審議をしていた上で、市長が決定することとしております。 なお、委員の選任につきましては、適正に行ってまいります。	5
113 ・ 114	委員の選任については、それぞれの分野のもとに、公正公平に行われるよう要望します。(2件)		3
115	労働報酬下限額を定める審議会の構成、人選について、事前に公表し意見を聞く機会を設けてほしい。		3

	意見の概要	市の考え方	反映区分
116 ・ 117	<p>審議会構成メンバーを増員(最低6名)し、委員の選任に当たっては委員により代表される意見、学識、経験等が公正かつ均衡のとれた構成になるよう出身領域を明記するべきである。</p> <p>審議会の構成メンバーについて、条例案では「5人以内」となっているが、事業者、労働者、学識経験者の割合が明示されておらず、バランスが確保されるような規定を盛り込むことが望ましい。</p> <p>また、5名ということになれば、事業者2名、労働者2名、学識経験者1名の割合になるかと思われるが、この構成だと公益的立場で発言できる人数が少なく労使の利害の衝突の場になってしまう可能性がある。そこで、すくなくとも公益的立場の委員の定員を1人は増やす構成とすべきである(最低6名とすべきである。)</p> <p>とりわけ、賃金等の労働条件に関する基準を扱う本条例の性質上、関係法令の趣旨等に見識ある法律の専門家(多様な法分野について深い法的知識と実務経験が不可欠であり、弁護士以外考えられない。)を加えるべきである。また、地域の実情を把握しない他地域の専門家を加えても、地域経済の活性化などを考慮して判断することはできないので、地域の実情を知った地元の弁護士が参加するのが相応しいと考える。(2件)</p>	<p>事業者、労働者、学識経験者の均衡をとり、より広く御意見を伺うため、審議会の委員を「5人以内」から「6人以内」に変更いたします。</p> <p>なお、委員の選任につきましては、適正に行ってまいります。</p>	1

	意見の概要	市の考え方	反映区分
118	「審議会は、この条例の施行状況について検証を行い、その結果に基づき、必要があるときは、市長に提言することができる。」を加える必要があると考えます。	5年を超えない期間ごとに、本条例の運用状況の点検を実施し、必要に応じた措置を講ずることとしておりますので、制度等に関して審議会に意見を伺うことができるよう変更いたします。	1
119 ・ 120	公契約条例の制定は新しい試みであるため、初期には試行錯誤を免れ得ないものと思われる。したがって、審議会の施行状況の検証と改善の提言をする権限を与えて、これを参考にしながら、市長等が条例や規則等の手直しのために必要な措置を講ずるべきものとすべきである。(2件)		1
11 出資法人の努力義務			
121 ・ 122	市が当事者でなくとも、市が出資その他財政上の援助を行う法人であって、市が指定する者に対し、市が当事者となる契約に準じた取り扱いをするように努めるべきものとする旨の規定は、条例の目的達成により資するものであり、評価できる。(2件)	市の出資法人につきましては、市に準じた取り扱いができるよう助言等を行ってまいります。	5
13 全体・その他			
123 ・ 257	条例制定に賛成する。(135件)	本条例により、労働環境の整備や事務事業の質の向上を図り、地域経済の健全な発展に寄与できるよう取り組んでまいります。	5
258	公契約条例で労働者の賃金の安さに歯止めがかかり、建設産業で働く仲間が建設の仕事を続けていけるよう期待する。		5
259	公契約条例が厚木市で決まる事は良い事です。		5
260	厚木市地域建設業発展の為に、公契約条例制定は良いことだと思う。		5
261	公契約条例によって、公契約で働く労働者の生活向上、官製ワーキングプアの根絶、適正・公正な公契約の実現、行政サービスの充実などに大きな展望を切り開くものと考えます。		5

	意見の概要	市の考え方	反映区分
262 ゝ 266	条例の制定を希望する。(5件)	本条例により、労働環境の整備や事務事業の質の向上を図り、地域経済の健全な発展に寄与できるよう取り組んでまいります。	5
267	川崎市・相模原市に続き、県内の先進として厚木市が公契約条例を制定することは、画期的なことであり、大いに歓迎し、必ず実現されることを強く期待する。		5
268	他市に誇れる公契約条例を期待します。		5
269	相模原市でも公契約条例が制定されていますので、厚木市でも必要だと思えます。		5
270	若年技能者の賃金の低下等による建設業離れなどを防止する為にも、公契約条例は必要だと思う。		5
271	厚木市の地域経済活性化になるのなら、公契約条例は必要だと思います。		5
272	厚木市建設産業の活性化の為にも、公契約条例の制定は必要だと思う。		5
273	労働者・事業者・市の明確なルールができることは、画期的なことであり、低賃金に苦しまされないとすむ。		5
274 ゝ 305	条例の早期制定を希望します。(32件)		5
306 ・ 307	賃金の低下は、そこに働く労働者の生活に影響を及ぼすだけでなく、結果として、公共工事あるいは公共サービスの質の低下を招くこととなります。(2件)		5
308	公契約条例が地域経済の発展に繋がるなら、制定をしてほしい。	5	

	意見の概要	市の考え方	反映区分
309	この件については新たな条例ではなく、今ある労働法令、建設業法ほかを厳格に実施することで十分対応が出来るのではないかと考える。 以上のことから公契約条例の制定には大反対である。	労働報酬下限額を定めることで、労働者の労働意欲を高め、事務及び事業の質の向上を図り、地域経済の発展を目指すためには、本条例の制定が必要だと考えておりますので、御理解・御協力をお願いいたします。	5
310	対象の工事会社、業務委託業者に対し、説明等がなされていない。 一方的に条例制定しようとしている、説明会、意見交換会等を行い関係業界に理解を得てから、制定すべきではないのか。	意見交換会、懇談会、パブリックコメントを広報あつぎやホームページに掲載した上で適宜実施しており、その中で説明等を行っております。	5
311	不良・不適格業者を排除することを義務付ける規定を入れてもらいたい。	市の入札参加資格登録制度の中で、事業所等実態調査を行い、不良・不適格業者の排除に努めておりますので、引き続き取り組みを実施してまいります。	5
312 ゝ 327	条例が厚木市の地域振興につながることを、事業者・労働者はもとより、広範な市民に認識されるよう、周知徹底してください。(16件)	条例の周知に努めてまいります。	3
328 ゝ 331	条例に「継続雇用の努力義務」を加えるべきと考えます。(4件)	誰を雇用するかにまで規制を加えることは困難であると考えておりますが、御意見の趣旨は、今後の取組の参考とさせていただきます。	3

	意見の概要	市の考え方	反映区分
332 、 334	<p>公契約においては、受注する事業者 に男女平等・男女共同参画と障害者雇 用の推進に努めることを義務付ける 条項を盛り込むものとすべきである。 男女平等・男女共同参画や障害者雇 用を促進する会社を、公契約締結を通 じ支援することができ公正な競争の 実現や地域社会の活性化にも寄与す る。(3件)</p>	<p>本条例の目的は、公契約 の基本方針等を定めるこ とにより、地域経済の健全 な発展に寄与すること ありますが、男女平等・男 女共同参画や障がい者雇 用の推進は重要なことと 認識しておりますので、今 後の取組の参考とさせて いただきます。</p>	3
335	<p>受注者の要件として、「労働法違反 で刑事罰または行政命令を受けたこ とがある場合、判決が確定した日、ま たは命令の公布を受けた日から3年 以上経過していること。」を加える必 要があると考えます。</p>	<p>法令違反が明らかとな った場合には、市が定める 基準に従い、競争入札の参 加停止及び指名停止等の 措置を行っております。</p>	5

	意見の概要	市の考え方	反映区分
336 、 338	<p>公契約においては、受注する事業者 に法令遵守を義務付ける条項を盛り 込むものとすべきである。</p> <p>たとえば裁判所の判決や労働委員 会・公害等紛争調整委員会等の命令・ 裁決等において法令違反の認定を受 けた事業者については、一定期間、公 契約等の相手方とすべきではない。 これによって、間接的に、地域社会の 環境や労働条件の向上に厚木市が寄 与することができ、地域住民の福祉向 上が図られ、労働者からの搾取や環境 破壊などによって不正な競争をする 企業を排除する結果として、公正な競 争を促進し、真に優良企業を保護し、 地域経済が活性化する。</p> <p>なお、裁判(とりわけ労使紛争)は 一般的に解決まで長期化し、我が国で は民事訴訟では3審制、労働委員会 の紛争では行政訴訟も含めれば実質 5審制(神奈川県労働委員会 中央労 働委員会 地方裁判所 高等裁判所 最高裁判所)となっている。そのた め、最終的な判決等の確定を要件とし ては、紛争の長期化する期間、違法企 業の受注を容認することになり、妥当 ではない。たとえば、神奈川県労働委 員会で不当労働行為が認定された企 業について、以後の審級で係争してい れば、排除されなくなるのであって、 不都合である。したがって、判決等の 確定を待たず、公契約の対象から排除 すべきである。</p> <p>また、除外の期間は、少なくとも3 年以上とするのが相当である。これを 下回る短期間の除外に留まれば、当該 事業者の事業活動への影響が十分な ものにならず、実効性を欠くことにな るからである。(3件)</p>	<p>法令違反が明らかとな った場合には、市が定める 基準に従い、競争入札の参 加停止及び指名停止等の 措置を行っております。</p>	5